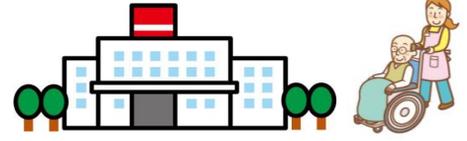


社会福祉施設等に対する消防法令改正

平成27年4月1日施行

旭川市消防本部

平成25年2月に長崎県長崎市において、死傷者12人が発生した認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、社会福祉施設の用途区分や消防用設備等に関する基準が見直されました。



1 消防用設備等の設置基準改正

用途	消防法施行令別表第1			
	6項ロ	6項ハ		
消防用設備				
スプリンクラー設備	延べ面積にかかわらず設置	延べ面積6,000㎡以上で設置		
自動火災報知設備 (住宅用火災警報器ではありません。)	延べ面積にかかわらず設置	<table border="1"> <tr> <td>延べ面積にかかわらず設置 (入居・宿泊させるもの)</td> <td>延べ面積300㎡以上で設置 (入居・宿泊させるもの以外)</td> </tr> </table>	延べ面積にかかわらず設置 (入居・宿泊させるもの)	延べ面積300㎡以上で設置 (入居・宿泊させるもの以外)
延べ面積にかかわらず設置 (入居・宿泊させるもの)	延べ面積300㎡以上で設置 (入居・宿泊させるもの以外)			
消防機関へ通報する 火災報知設備	延べ面積にかかわらず設置 (自動火災報知設備と連動)	延べ面積 500㎡以上で設置		

※ 下線文字は改正になった部分です。

消防用設備等の設置については、有資格者が行わなければなりません。また、消防機関の検査が必要となります。

2 施行日・経過措置

施行日 平成27年4月1日		経過措置 (猶予期間)	設置義務 平成30年3月31日
自動火災報知設備	新築	→	→
	既存	→	→
スプリンクラー設備	新築	→	→
	既存	→	→
消防機関へ通報する 火災報知設備	新築	→	→
	既存	→	→
(自動火災報知設備の 作動により連動して起動)	新築	→	→
	既存	→	→



(裏面へ続きます。)

3 用途区分の見直し

社会福祉施設等の区分について、多様化している福祉サービスの実態を踏まえて改正が行われました。

(1) 【6項ロ】又は【6項ハ】に区分

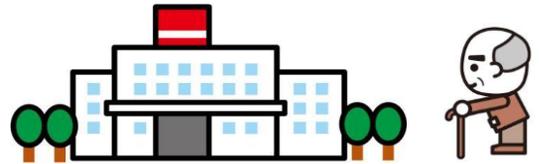
- 「軽費老人ホーム」
- 「小規模多機能型居宅介護事業所」
- 「お泊りデイサービス」
- 「複合型サービス事業所」
- 「障害者支援施設」

(1) について
「軽費老人ホーム」等のうち、
避難が困難な要介護者を主として
入居や宿泊をさせている施設
は、【6項ロ】に該当します。



(2) 新たに「6項ハ」の区分

- 「幼保連携型認定こども園」
- 「一時預かり事業を行う施設」
- 「家庭的保育事業を行う施設」



4 お問い合わせ先



消防用設備等の設置等に関する具体的な御相談は、
旭川市消防本部予防指導課に御連絡ください。

なお、御相談の際は、事業所の用途、利用者の要介護状態区分などが分かる書類の写しや建物の平面図、立面図等を持参してください。

旭川市消防本部予防指導課

〒070-8525

旭川市7条通10丁目市役所第二庁舎1階

TEL 0166-25-1123 FAX 0166-23-9966

